

鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱（平成30年鹿屋市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、年齢や心身の状況によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を効果的かつ効率的に支援するため、鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）第4条第2号ウに規定する地域介護予防活動支援事業として行う鹿屋市介護予防活動支援教室事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第3条第2項中「教室は」の次に「、原則として」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、運動等の内容を考慮し、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

第11条の見出し中「受託者の」を「守秘」に改め、同条中「受託者」の次に「及び事業に従事する者」を加え、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条中「携わる者」を「従事する者」に、「その他例規を順守するとともに」を「その他関係規定を遵守し」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「必要な」を「事業の実施に関し必要な」に改め、同条を第12条とする。

別記様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。